

2022年1月14日

各位

株式会社 岩手銀行

「未利用口座管理手数料の新設」および 「一定金額未満の普通預金等の解約手続きの簡素化（届出印の押印省略）」について

株式会社岩手銀行（頭取 田口幸雄）では、長期間利用のない預金口座に対する不正利用の未然防止の観点から、普通預金口座（総合口座含む）および貯蓄預金口座を対象に「未利用口座管理手数料」を新設するほか、対象となる口座の残高が同手数料に満たない場合に自動解約となる取扱いを開始します。

また、一定金額未満の普通預金等の解約手続きの際に、お届け印の押印を省略する取扱いも併せて開始します。

当行は、今後もお客さまへのサービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 未利用口座管理手数料の内容

制度開始日	2022年4月1日（金）
対象科目	普通預金口座（総合口座含む）および貯蓄預金口座 ※ 制度開始日（2022年4月1日）より前に開設された口座も対象とします。
対象口座	最後のお預入れまたは払戻しから2年以上、お預入れまたは払戻しがない口座 ※ 制度開始日前の期間は計算期間に含めません。また、当該口座のお利息の受け取り・本手数料の引き落としは、お預入れまたは払戻しに該当しません。 ※ 盗難・紛失などにより利用が停止されている口座も対象とします。



IWATE BANK NEWS LETTER

	<p>ただし、以下のいずれかに該当する場合は対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 当該口座の残高が 10,000 円以上である場合 ▶ 同一店で定期性預金・公共債・投資信託・外貨預金・金融商品仲介の取引がある場合 ▶ 同一店で融資取引（カードローン等含む）がある場合 ▶ 当該口座が、新総合口座（イーハトーヴ通帳）・教育資金贈与専用口座・後見支援制度支援預金口座・民事信託専用口座・前払預託口座の場合
手数料金額	年間 1,320 円（税込）
徴求方法	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となるお客さまには、事前に書面等でご案内します。 ・ご案内後、一定期間（約 3 か月）経過してもご利用または解約等のお手続きがない場合に、対象口座から本手数料を引き落としします。 ・残高不足により本手数料の引き落としができなかった場合、預金全額を本手数料の一部として引き落としさせていただき、当該口座は自動的に解約します。 <p>※ 事前通知が延着または到達しなかった時でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>本手数料の初回引き落としは「2024年8月以降」を予定しています。</p>

2. 未利用口座管理手数料の導入に伴う預金等関連規定の改定

（1）未利用口座管理手数料の導入に伴う条項の新設

<改定の対象となる規定>

普通預金規定、貯蓄預金規定

《例》普通預金規定（抜粋） 「未利用口座管理手数料」条項の新設

13の2（未利用口座管理手数料）

（1）この預金が、次の各号のすべてに該当する場合、この預金口座を未利用口座とし、当行が定める未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。

- ① 当行が定める一定期間、利息決算以外の預入または本条に定める未利用口座管理手数料以外の払戻等、所定の利用がない場合
- ② この預金の残高が当行の定める一定の金額に満たない場合



〒020-8688
岩手県盛岡市中央通1-2-3
TEL.019-623-1111(代表)

- (2) 未利用口座に該当した場合、届出の住所あてに未利用口座管理手数料の支払の対象である旨を書面等により通知します。通知後、当行の定める一定期間、所定の利用がない場合、未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。
- (3) 当行は、未利用口座管理手数料を、未利用口座から、払戻請求書によらず当行所定の方法により引落しのうえ充当できるものとします。
- (4) 未利用口座の預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当行は当該預金残高全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、預金者に通知することなく当該未利用口座を解約することができるものとします。
- (5) 未利用口座管理手数料の引落しは、第10の2条2項または第11条3項に定める預金口座の利用には含まれないものとします。
- (6) 一旦引落しとなった未利用口座管理手数料は、返却いたしません。また、第4項の規定により解約された未利用口座の再利用の求めには応じられません。

(2) 実施日

2022年4月1日（金）

3. 一定金額未満の普通預金等の解約手続きの簡素化（届出印の押印省略）

2022年1月14日（金）より、個人および個人事業主のお客さまを対象に、残高10,000円未満の普通預金口座（総合口座含む）および貯蓄預金口座の解約手続きの際に、ご本人さまが来店され、顔写真付きの本人確認書類を提示された場合に限り、お届け印の押印をいただかなくても解約できるよう、お手続きを簡素化します。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

岩手銀行 事務統括部 滝沢・小原

電話：019-623-1111（代表）